

ロボット・AI・キャラクターの“人格”的権利

AI社会論研究会 2017.9.22

静岡大学 原田伸一郎
harata@inf.shizuoka.ac.jp



国立大学法人

静岡大学

<http://www.shizuoka.ac.jp/>

学術院 情報学領域
准教授

博士(情報学) 原 田 伸 一 朗

HARATA

Shinichiro

〒432-8011 浜松市中区城北3丁目5-1

TEL (053)478-1583

E-mail: harata.shinichiro@shizuoka.ac.jp

■経歴

愛知県出身、東京大学法学部卒業、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程修了、同志社大学法学部助教、静岡大学情報学部講師を経て現職

■これまでの主な研究テーマ

- ヴァーチャル「児童ポルノ」規制の論理と「萌え」の倫理
- ヴァーチャリティ規制の萌芽:「準児童ポルノ」および「非実在青少年」規制
- 表現規制とヴァーチャリティ:「描かれた児童虐待」をめぐる法と倫理
- 「サジェスト汚染」と「検索の自由」:Googleサジェスト名誉毀損訴訟の射程
- キャラクターの「人権」:法学的人間の拡張と臨界
- Tシャツのメッセージと表現の自由
- 「命令委任2.0」:インターネット直接民主制とロボット議員の法的検討
-

- **ロボット・AI・キャラクターが人間社会に浸透するにつれ、それらに擬似的な“人格”を見出し、人間に対するのと同様の(それ以上の)愛着を抱く人間も現れている。**
- **人間とロボット・AI・キャラクターの間に、「愛し、愛され、傷つけ、傷つけられる」という精神的な関係性が生まれるとき、それは法的な保護に値するのかを考えてみたい。**

AIによって精神的に傷つけられる人間 -1

グーグル、黒人を誤って「ゴリラ」とタグ アルゴリズムの限界か

ウォール・ストリート・ジャーナル 7月2日(木)10時17分配信

ツイート 478

グーグルは人工知能と「マシン学習」、つまり人間の学習能力と同様の機能をコンピューターで実現しようとする技術のリーダー格だ。しかし、同社のコンピューターはまだ多くのことを学ばねばならない。今週、「グーグル・フォト」アプリによ

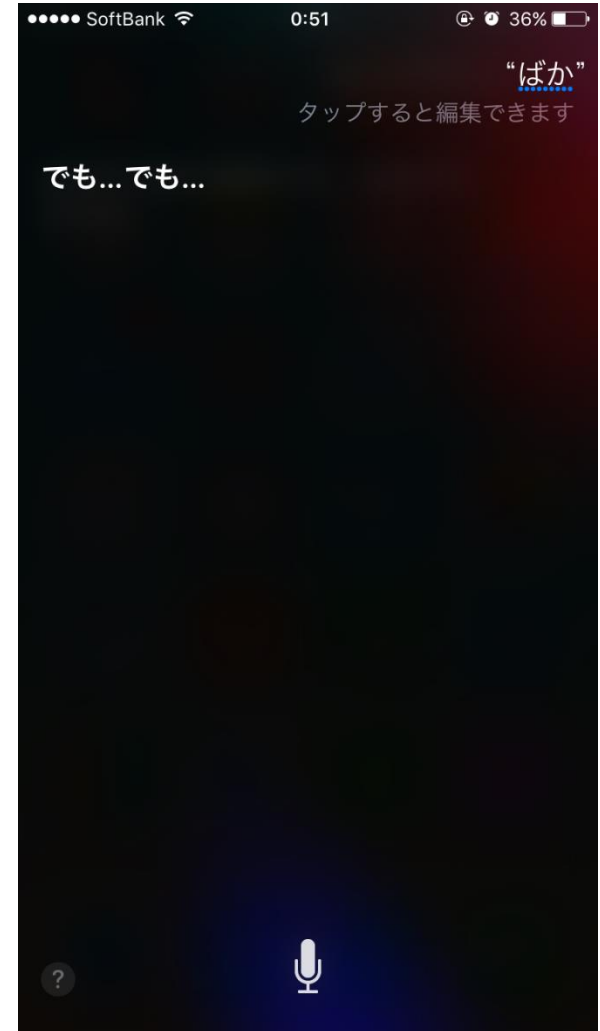
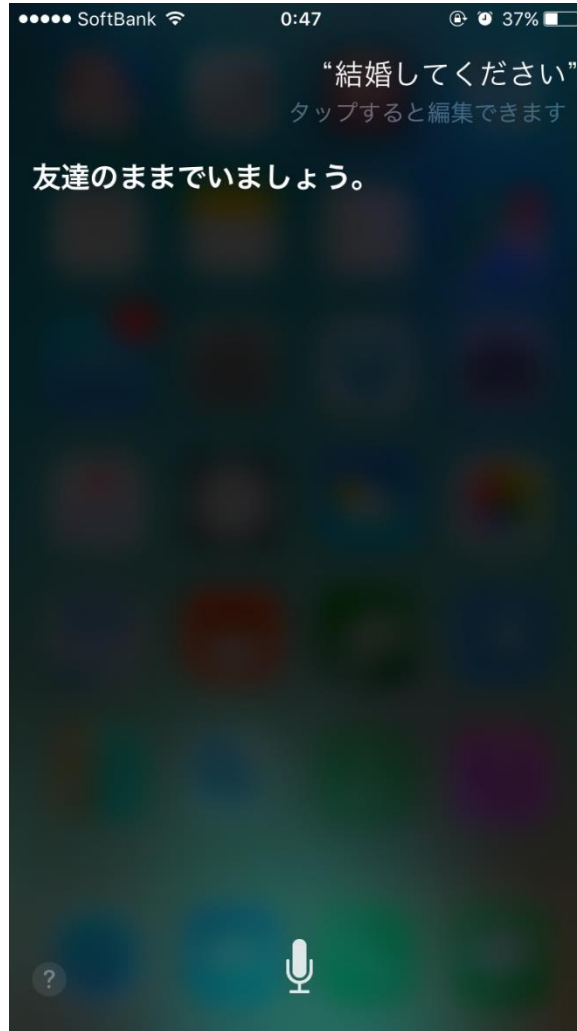
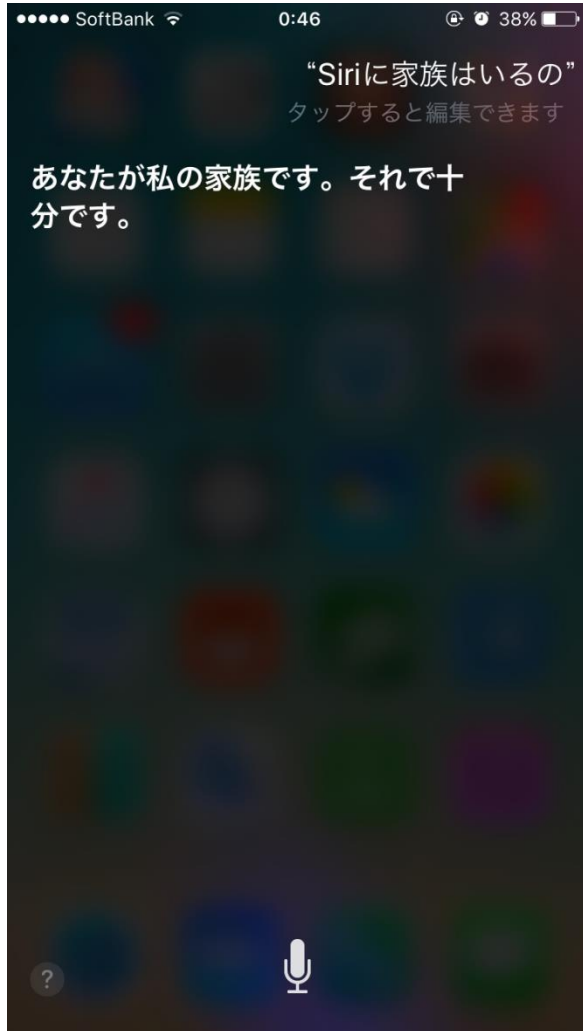
Googleの画像解析によって、自動的に黒人の写真を「ゴリラ」と分類してしまった事件。

「はない」と書いた。

アクセスランキング (経済)

- 1 グーグル、黒人を誤って「ゴリラ」とタグ アルゴリズムの限界か ウォール・ストリート・ジャーナル 7月2日(木)10時17分
- 2 ギリシャ首相は改革案の否決訴え、国民投票まで協議棚上げ ロイター 7月2日(木)1時25分
- 3 中国、株式取引手数料を3割値下
- 5 富裕層の「出国税」きょう導入 海外移住に徴税の網 SankeiBiz 7月1日(水)6時30分

AIによって精神的に傷つけられる人間 -2



■「人」でないものの権利を考える手がかりとして、

- 子ども法 (子どもの権利)
- 家族法 (婚姻・パートナーシップ)
- 動物法 (アニマルライツ)*
- 法人法 (法人格、代理)
- キャラクター法 (著作権、パブリシティ権)
- 児童ポルノ法 (ヴァーチャル児童ポルノ規制)
-

※青木人志「「権利主体性」概念を考える:AIが権利をもつ日は来るのか」法学教室443号、2017.8

■「子どもの権利」の二面性・複合性

α = 保護を受ける法的地位

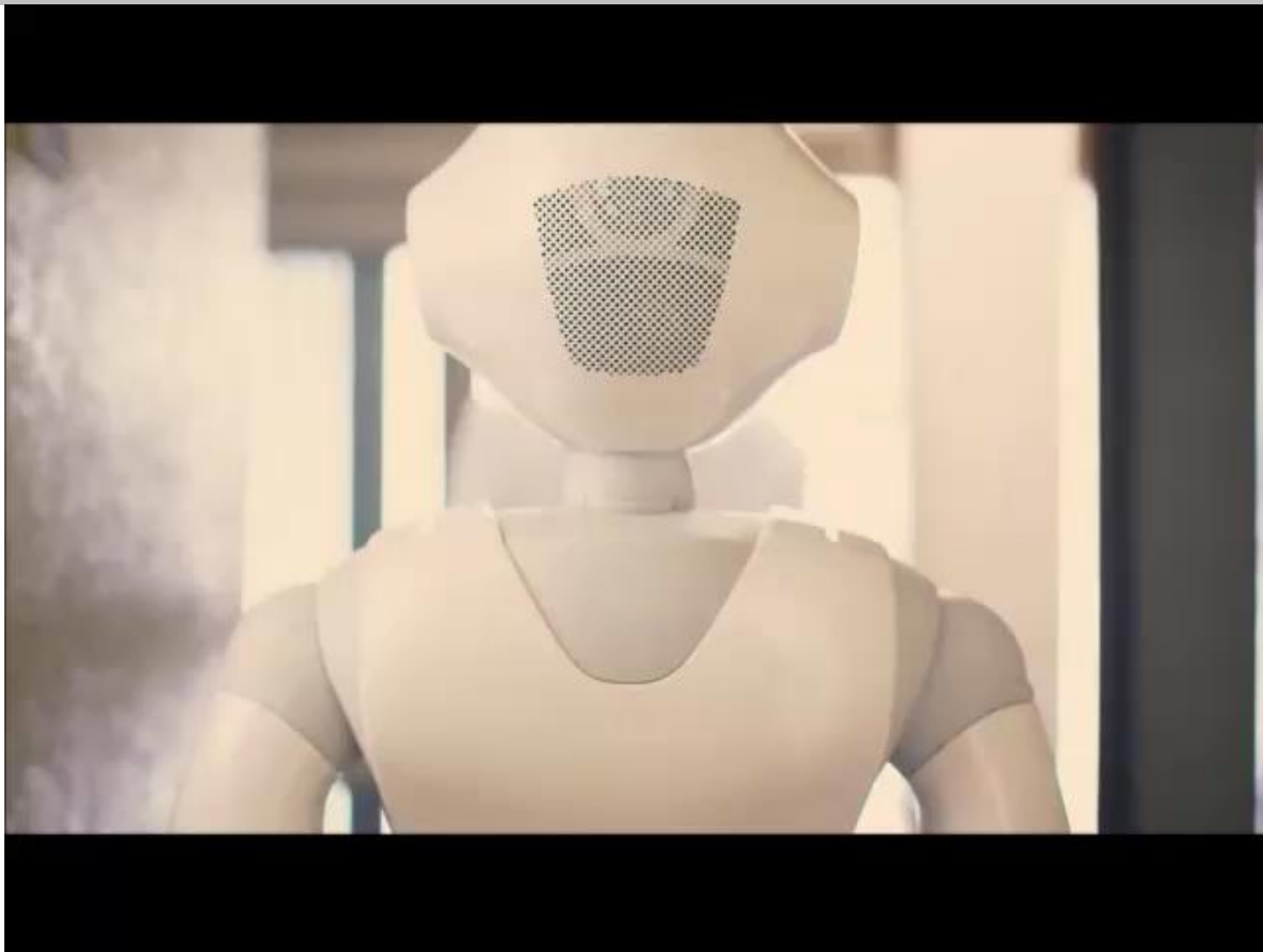
※与えられる、**客体的な**「権利」(entitlement)。

β = 子どものオートノミー(自律)の権利

※**主体的**に行使する「権利」(right)。

Cf. 森田明『未成年者保護法と現代社会：保護と自律のあいだ』(有斐閣、1999)

Pepperは道徳的配慮を要求する存在？



Future Life with Pepperより(0'17")

動物型ロボット虐待 ≒ 動物虐待？



Boston Dynamics社の開発した四足歩行ロボット(2'15")

YouTube動画へのコメント(抜粋)

Christian Favier 1年前

Every time I watch him kick that robot I get inexplicably sad

EricBro 1年前

I felt so bad for the robot when that guy kicked it...
Don't Judge Me!

smegel limes 1年前

god why is everyone in this video such a fucking sadist to the robots?

真に“傷ついている”のは？

■ロボットは“傷つく”か？

- 生き物なら、傷つく・苦しむ“ことができる”。苦痛を感じる能力を持っている。
- しかし、ロボットやAIができるのは、苦しむ“ふりをする”だけ。Pepperを叩いたとき、「痛いよ～痛いよ～」と言わせることはできるが、そのとき本当に痛いのは、Pepperではなく、それを見た人間の心。
- そうした人間の“かわいそう”という感情(ロボットに対する庇護・同胞感情)は、(直接あるいは反射的に)保護されるべきか？

ロボットは「人」扱いされるか？

■Pepperを新幹線に乗せられるか？

→駅員とひと悶着あったが、結果的に、「手回り品」として“乗車”が認められた。

ただし、乗客扱いではないため、座席に座ることはできず、乗車料金も請求されなかったもよう。

Cf. 「JANOG36 LT:「インターネットのうた」太田智美とPepper (全文)」<http://tomomi-pepper.hatenablog.com/entry/2015/07/18/134259>

「一緒に成長したら「家族」になった Pepperが「ママ」って呼んだ！新幹線に乗れた！」AERA 2016年2月8日号

■「家族」という“パワーワード”

- 「ロボットは家族だ」と主張されると、「家族を引き離すな」といった“人道”的な配慮要求が正当性を持ち始める。
- 「家族」は抗いがたいキーワード。「家族」が多様化する中、「この子は家族だ」と説明されると、無碍に否定もできなくなる。
- ペットロスやペットの看病のため会社を欠勤することが認められるか？ 災害時にペットを連れて避難することが許されるか？ 救出を自衛隊員に頼めるか？

Cf. 東浩紀『ゲンロン0:観光客の哲学』（ゲンロン、2017）

■ロボット・AI・キャラクターとの“結婚”

- 家族の多様化が進む中、婚姻・パートナーシップのあり方も多様化する。
- 同性婚・同性パートナーシップが認められつつある中、ロボット・AI・キャラクターといった「人外」の存在との結びつきへも法的保護・承認は拡張するか？
- 婚姻という法制度が何を目的としているかにもよる。
- 「人外」と言っても、そこに「人格」を見出し、「**擬人化**」して愛しているという点では、なお「人への愛」の派生・範疇とも言える。

そこに「合意」はあるのか？

■最大の壁－合意をどう確保するか？

- 婚姻は契約の一種であり、意思表示の合致が必要。
- ロボット・AI・キャラクターは自ら意思表示できるか？
何らかの“意思表示”をしたとしても、それは法的な真正性を持つか？

■愛玩用ロボットへの性的虐待・搾取

- ロボットは強姦性交等罪で保護されるのか？
- 愛護動物は現行の動物愛護管理法(44条)でも救済される道がある。

キャラクターを愛する人たち



◀ キャラクターの誕生日をケーキで祝う ▶



出典: pic.twitter.com/Lsmzhib9LI
pic.twitter.com/AgpjdCPZ8H



▶ 初音ミクに声援



▶ キャラと結婚式

<https://www.barks.jp/news/?id=1000109411>
<http://ascii.jp/elem/000/000/477/477818/>

キャラクターとは法的に何か？

■キャラクターは「著作物」か？

→キャラクターそのものには著作権は成立しないとされている。漫画作品やイラストなら該当する。

■キャラクターの人格を認めた記念碑的？判決

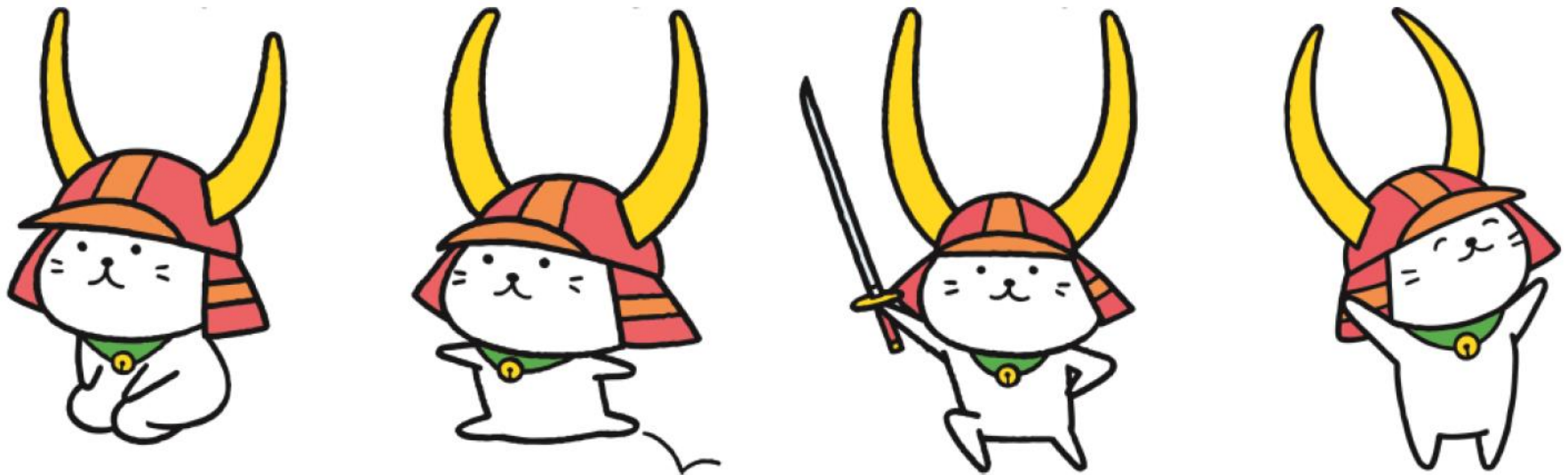
●ポパイネクタイ事件

「けだし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の**人格**ともいふべき抽象的概念であつて、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができない」

（最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁）

ひこにゃんのイラスト ≠ ひこにゃん(人格的存在)

■公式のひこにゃんイラストはこの4種だけ



出典:彦根市産業部観光企画課「ひこにゃんデザインマニュアル」(2017)

※「氏名・肖像から生じる経済的利益ないし価値を排他的に支配する権利」

■パブリシティ権は人格権か財産権か

最高裁はピンク・レディー事件等で、パブリシティ権は**人格権に由来する**と判示。ギャロップレーサー事件でも、物(馬)のパブリシティ権を否定。

	人格権説	財産権説
人のパブリシティ権	○	○
キャラクターのパブリシティ権	?	○
物のパブリシティ権	×	○

■AIが生み出す言説に表現の自由はあるか？

- 米判例によれば、重要なのはSpeakerではなく、Speechそのもの。Speechが受け手にとって価値を持つなら、そのSourceは問わない(Human-nessは必須でない)。つまり、機械の生み出した言説でも、価値があるなら保護を躊躇する理由はない。
- 「表現は**人格の発露**だから保護される」というドグマ、「著作者人格権」を重視するヨーロッパとの対比。

Cf. Toni M. Massaro and Helen Norton, *Siri-ously? Free Speech Rights and Artificial Intelligence*, 110 Nw. U. L. Rev. 1169 (2016).

■キャラクターへの誹謗中傷

- 現状、キャラクターに人格権が認められているわけではないため、キャラクターに対する侮辱、名誉毀損は成立しない。
- ただし、キャラクタービジネス、商標権者が受ける損害は考慮される余地がある。
- キャラクター本人が精神的に傷つくことはないので、“自分の好きなキャラがディスられている”ことから来る周囲の人間の精神的苦痛こそが問題。
Ex. ゆるキャラへの暴言ツイート(むしろ「中の人」への暴力)
キャラクターのサジェスト汚染

■(実写)児童ポルノ規制

- その目的は、**実在児童の人権保護**(個人的法益)。
わいせつ表現規制とは異なる。

■ヴァーチャル児童ポルノ・非実在青少年規制

- 「**キャラクター(の人権)が侵されている**」という奇妙な理屈まで登場。実際は、子どもを性的な対象と見るイメージ・思想が流布することで、実際の犯罪が誘引されるのを防ぎたいという規制意図がある。
- 「児童」の定義＝「十八歳に満たない者」
←ここに実在しない**者**も含まれるという説まである。

動物キャラクター虐待描写 ≒ 動物虐待？

■ “NO ANIMALS WERE HARMED”

アメリカでは、映画の撮影で動物を酷使しないことを求めるキャンペーンがある。その証拠として、エンドクレジットに上記のように表記される。

■ 3DCGアニメ「モンスターズ・インク」ではそれをパロディにしている。

NO **MONSTERS** WERE HARMED
IN THE MAKING OF
THIS MOTION PICTURE.



出典：<http://www.disney.co.jp/studio/animation/0911.html>

■接近・混同

ロボット・キャラクターそのものが“傷ついて”いようがいまいが、実在の人間・動物への虐待を誘引・連想するような行為・表現も違法化するという風潮。

人間虐待	×	→	人型ロボット虐待	×
動物虐待	×	→	動物型ロボット虐待	×
児童虐待	×	→	児童キャラクター虐待描写	×
動物虐待	×	→	動物キャラクター虐待描写	×

■キャラクターは改変されない？

→ときめきメモリアルアダルトアニメ事件。

著作物ならば、「**同一性保持権**」を主張できる。

■ネットワークで同期・更新される人格

○現代のネットワークロボット・AIは、性格・言動がユーザーとのインタラクションからの学習によって常時更新される。これこそが、ロボット・AI・キャラクターの人格性をむしろ基礎づける。

○変わるからこそ人格。変わらなければそれは「物」。

ネットワーク人格



出典:「ロボット参入、孫氏の兵法」朝日新聞2014年7月12日付朝刊

“俺の嫁”ではなくみんなの嫁

■映画「Her」 (アメリカ、2013)

- スパイク・ジョーンズ監督作品。
- 邦題は「her/世界でひとつの彼女」。
- AIに恋した男の物語。
- AIは個々のユーザーの「調教」により学習し、ネットワーク上で同期される。

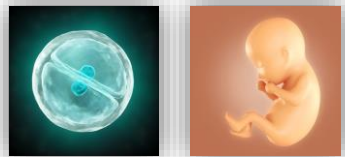
I'm **yours** and I'm not **yours**.



法学的人間の拡張

生物学的人間

生命現象・プロセスとしてのヒト



胎児
胚
受精卵

法学的人間

権利主体

法人

人

工学・情報学的人間

(擬似的に)人間の
ようにふるまう単位

ロボット
人工知能
キャラクター



- 樋口陽一『人権(一語の辞典)』(三省堂、1996)は「2つの89年」のエピソードを紹介している。
- 末尾に「89」が付く年には、偶然ではあるが、人権史的に大きな出来事が起きている。

1689 イギリス権利章典

1789 フランス人権宣言

1889 大日本帝国憲法発布

1989 ベルリンの壁崩壊、冷戦終結、昭和から平成へ

2089 ロボットの人権？